

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢北秋津プロジェクト

埼玉県所沢市北秋津八百番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

所沢市商業振興条例に規定する事項を遵守するとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。

### 二 縦覧期間

令和五年九月五日から令和五年十月五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター